監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

市立病院	（平成 13 年度）
監　査　結　果 （指　摘　事　項）	改　善　措　置
固定資産の現物管理について 仙台市立病院の会計規程では「所管課長は善良な管理者の注意義務をもって固定資産を管理しなければならない」と規定されている（第 112 条）。従って，少なくとも年１回は帳簿記録と固定資産の現物との一致を確かめる実査を実施すべきであるが，定期的に実査することになっていない。また，現物と帳簿記録（手書台帳及びコンピュータ）の一致を確かめるための管理番号が付されていないこと，固定資産を特定するための管理単位（償却単位）の設定の仕方に不備があるものがあった。以上の現物管理の基本を確立するとともに，医療機器等の病院内での移動や修繕等の場合の手続を明確化する必要がある。 なお，実査については固定資産の他にリース契約により使用している資産も対象にすべきである。実査の時期については所定の時期ないし業務に支障がないようにローテーションを組んで循環的に実施しても差し支えない。	【帳簿記録と固定資産の現物との一致を確かめる実査の実施について】 固定資産の所管現況を毎年度所管課・科で確認するとともに，財産管理の総括課において，ローテーションによる実査を各所管課・科に対して行うこととした。なお，実査にあたっては，リース資産も対象としている。 【固定資産への管理番号の付番及び管理単位（償却単位）の設定不備について】 固定資産の適正管理のため，令和元年度に「資産・備品管理マニュアル」を策定し，管理番号の付番や個々の現物を管理単位とするルールを明確にした。なお，管理にあたっては，固定資産の現物に管理番号その他必要な管理情報を明記したシールを貼り付けている。 【医療機器等の病院内での移動や修繕等の場合の手続きの明確化について】 令和元年度に策定した「資産・備品管理マニュアル」において，医療機器等の病院内での移動や修繕等に係る手続きを明確にした。対象機器等の移動や修繕等が生じるときは，その所管課・科から事前に所定の様式を財産管理の総括課に提出することとしている。